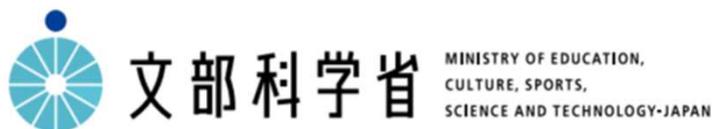


# 「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」の第2回改訂に関する説明資料

令和3年5月改訂



# 教育情報セキュリティポリシーガイドラインの目的

## ◆ 目的

- 児童生徒や外部の者等による不正アクセス防止等の十分な情報セキュリティ対策を講じることは、教師及び児童生徒が、安心して学校においてICTを活用できるようにするために必要不可欠。
- このことを踏まえ、**各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考**とするものとして、『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』を策定した。  
(平成29年10月)
- ICT環境が常に進歩を遂げていることから、本ガイドラインについても、他機関の動向、技術的な進展等を踏まえつつ、随時見直しを行う。

## 地方公共団体における 教育情報セキュリティの基本的な考え方

- ① **組織体制を確立すること**
  - ・ 情報セキュリティの責任体制の明確化
  - ・ 首長部局の情報政策担当部局との連携
- ② **児童生徒による重要性の高い情報へのアクセスリスクへの対応を行うこと**
  - ・ 情報の重要性の度合いごとに、取扱ルールを決定
- ③ **標的型および不特定多数を対象とした攻撃等のリスクへの対応を行うこと**
  - ・ 学校ホームページや教職員によるメールの活用、さらには、学習活動におけるインターネットの活用等が行われていることから標的型及び不特定多数を対象とした攻撃等による脅威に対する対策を講ずること
- ④ **教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策を確立させること**
  - ・ 教員が個人情報を外部に持ち出す際のルールの明確化
  - ・ 情報システムを教員が扱う際の、遵守すべきルールの整理
- ⑤ **教職員の情報セキュリティに関する意識の醸成を図ること**
  - ・ 研修等の実施
- ⑥ **教職員の業務負担軽減及びICTを活用した多様な学習の実現を図ること**
  - ・ 教育委員会が情報セキュリティの確保を主導することによる教員の業務負担の軽減
  - ・ 児童生徒の利用を前提とした、ICTを活用した学習活動への配慮

# 教育情報セキュリティポリシーガイドライン改訂の背景について

## 【平成29年10月】

- 各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とするものとして、『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』を策定。

## 【令和元年12月 / 第1回改訂】

- その後、GIGAスクール構想における「1人1台端末」及び「高速大容量の通信環境」を一体とした学校のICT環境整備の推進を受けて、教育情報セキュリティポリシーガイドラインについて改訂（1回目）を実施。

## 【令和3年5月 / 第2回改訂】

- 更に、令和2年に入り、コロナ禍においても子供たちの学びを保障する観点から、当初4年間で整備する予定であった計画を1年間に前倒して、1人1台端末環境の整備を加速させてきたところ。
- これらの急速な学校ICT環境整備の推進を踏まえ、1人1台端末を活用するために必要な新たなセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するため、**更なる改訂（2回目）を行う**こととする。

## 今回の改訂ポイント

### ① 端末整備推進に伴う新たなセキュリティ対策の充実

- 1人1台の学習者用端末における学校内外での日常的な端末の活用や、クラウドサービス活用に向けたID管理などのセキュリティ対策の記述を充実

### ② 教育情報ネットワークの在り方を明確化

- クラウドサービス活用に伴うセキュリティ対策を実現するため、過渡期としてのローカルブレイクアウト構成や、今後目指すべき校務系/学習系のネットワーク分離を必要としない構成の在り方を明確化

# ① 端末整備推進に伴う新たなセキュリティ対策

## ■ 1人1台端末の活用における新たなセキュリティ対策の追加

1人1台端末を利活用するにあたり、**クラウドサービスの日常的な活用**や、**利用するネットワーク・場所にとらわれない**セキュリティ対策が必要となる。そのため、下記の対策について**記述を充実**。

| 主な対策              | 概要  |
|-------------------|---|
| クラウドサービス利用における留意点 | クラウドサービスの日常的な <b>活用に必要なネットワーク帯域の確保</b> や、 <b>クラウドサービス利用における同時接続数</b> などの留意点を整理。また、クラウドサービス事業者において適切にセキュリティ対策を実施していることを確認するための <b>契約内容及び第三者認証</b> などの確認内容を充実 |
| Webフィルタリング        | 児童生徒が端末を利用する際に、 <b>不適切なウェブページの閲覧を防止するための対策</b> を整理（Webフィルタリングソフト、検索エンジンのセーフサーチ※1、セーフブラウジング※2）   |
| マルウェア※3対策         | 児童生徒が自分専用の端末を活用する機会が増えることにより、インターネットなど外部からのリスクに直接晒される機会も増えることから、 <b>端末におけるマルウェア対策</b> について整理  |
| 不正ソフトインストール防止     | MDM※4などによる <b>不正ソフトウェアのインストール防止、セキュリティ設定の一元管理</b> 、端末の盗難・紛失における <b>遠隔からの端末のロックやデータ消去などの対策</b> を整理   |
| モラル教育             | 1人1台端末整備により、持ち帰り学習も推進することが想定されるため、学校のみならず <b>家庭で利用する際に保護者によるリテラシー教育の必要性</b> について追記。また、 <b>学校と保護者の連絡体制を整備</b> することについて留意点を整理                                 |

※1 検索エンジンのセーフサーチ：検索エンジンの検索結果に不適切な情報が含まれる場合に表示させないようにする機能。

※2 セーフブラウジング：ウェブサイト閲覧時に不正なサイトであることが疑われる場合、利用者に対して警告を表示する機能。

※3 マルウェア：コンピュータウイルスなどのコンピュータの正常な利用を妨げたり、利用者やコンピュータに害を成す不正な動作を行うソフトウェアの総称。

※4 MDM (Mobile Device Management)：「モバイル端末管理」とも呼ばれる端末を管理する仕組み。利用状況の管理、遠隔からの端末ロックなどの機能を有する。

文部科学省Webサイトに、上記※1～4に関するセキュリティ対策を含むOS事業者による端末の安心・安全な活用方法についての解説を掲載し、活用を促進。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_01172.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_01172.html)

## ① 端末整備推進に伴う新たなセキュリティ対策

### ■ 1人1台端末及びクラウドサービス活用を前提とした1人1ID化に対する新たなセキュリティ対策の追加

児童生徒一人一人に個別のIDを付与することで、児童生徒の学びを蓄積し、教員やAIによるフィードバックが行われ、個別最適化された学びを提供することが期待できる。一方で、利用する学習用ツールやクラウド上のアプリケーションのID/パスワードに対して安全管理措置を講じなければならない。そのため、**1人1IDにおけるセキュリティ対策について、記述を充実。**

| 主な対策                    | 概要  |
|-------------------------|---|
| ID登録・変更・削除              | 1人1ID化することにより、 <b>入学/転入、進級/進学、転出/卒業/退学時などのタイミングにおいて個々のID管理</b> を行うことが必要となるため、これらの管理について整理<br><br>こうした <b>ID管理を日常的に運用</b> する上で、必要に応じて事業者へ運用を依頼することも想定して <b>環境整備の段階から運用面を踏まえた準備</b> の必要性について整理。 |
| 多要素認証                   | CBT（Computer Based Testing：試験における工程を全てコンピュータ上で行う事）などの本人確認を厳格に行う必要がある場合には、ID/パスワードによる基本的な認証だけでなく、指紋/顔/ICカードなどの <b>複数の要素を組み合わせてなりすまし対策を行う多要素認証</b> の有効性について整理                                   |
| シングルサインオン <sup>※1</sup> | 利用するサービスが増加することにより、サービス利用時に都度ID/パスワード等の認証情報を入力したり、サービス毎のアカウント情報管理が非常に煩雑になる場合の対処方法の一つとして、一度の認証により一定時間は各種サービスにアクセスが行える <b>シングルサインオンを用いた認証</b> の効率化について整理  |

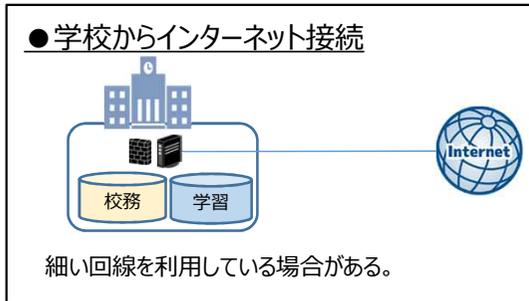
※1 シングルサインオン：「SSO(Single Sign-On)」とも表記される。一度のユーザ認証で複数の異なるサービス認証と利用を可能にする仕組み。

## ② 教育情報ネットワークの在り方について

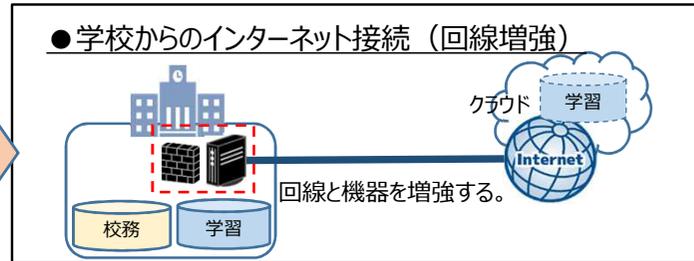
### ■ 1人1台端末を利活用するにあたり、新たな教育情報ネットワークについて整理

現状のガイドラインに記載していない、一部の通信を直接インターネットへ接続するローカルブレイクアウト構成及びクラウドサービス利活用を前提とし、**ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制御を前提とした目指すべき構成を明確化。**

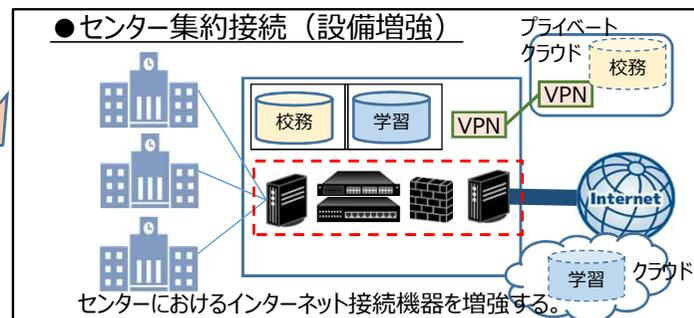
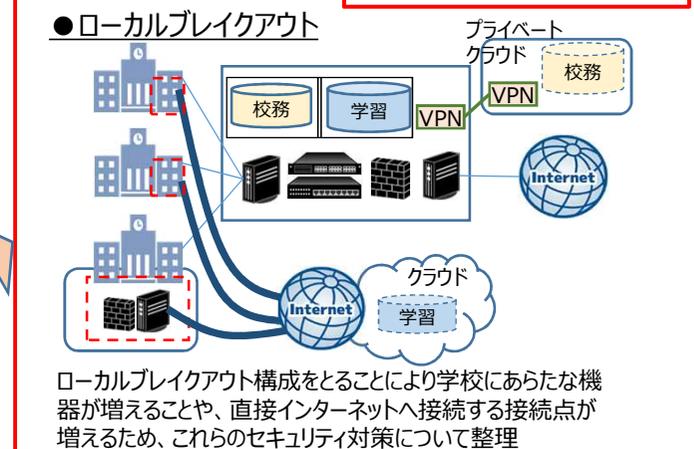
#### 【 現状の構成 】



#### 【 過渡期の構成 】



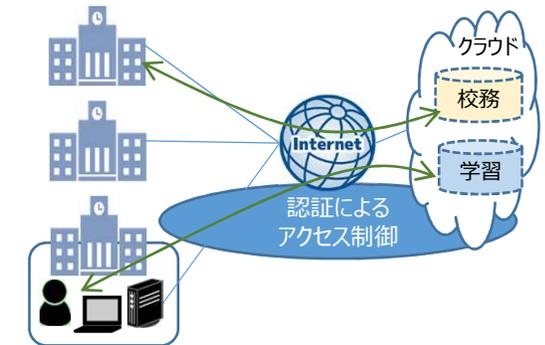
#### 今回新たに追加した内容



#### 【 目指すべき構成 】

#### 今回新たに追加した内容

- ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制限を前提とした構成



国や地方自治体全体の動きに合わせて、教育委員会や学校も、極力設備を持たず、セキュリティ機器なども含めて、クラウド化し、最小限の機器のみ設置することで、利便性向上とコスト削減が可能

ネットワーク分離を必要とせず、端末やネットワークに依存することなく重要性の高い情報へのアクセスには多要素認証の導入や、学習者用端末を学校のアクセスポイントのみに接続を制限するなどの技術的対策、運用体制の整備などの人的セキュリティ対策を合わせて実施することで、十分なセキュリティを確保することが可能

※センター集約接続構成などの既存構成の見直しを行う際には、利便性・セキュリティ構成・コストなどを考慮して今後のネットワーク構成を検討することが重要

# その他の改訂内容について①

## ■ 情報資産の「持ち出し」「外部送信」について内容を適正化

情報資産の「持ち出し制限」「外部送信」により利活用の弊害になっているケースがあったが、今後のデータ活用促進に向けて見直し

| 情報資産の分類 |   | 情報資産の取扱例                           |                  |                |
|---------|---|------------------------------------|------------------|----------------|
| 重要性分類   | 定義  | 組織外部への持ち出し制限*                      | 端末制限             | 情報の組織外部への送信**  |
| I       | セキュリティ侵害が教職員又は児童生徒の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす。 | 真にやむを得ない場合に限り情報セキュリティ管理者の判断で持ち出しを可 | 支給以外の端末での作業の原則禁止 | 暗号化、パスワード設定を行う |
| IV      | 影響をほとんど及ぼさない。                               |                                    |                  |                |

**【改訂内容】**

**本ガイドラインに準拠していることを確認した上で業務遂行上必要な場合には、情報セキュリティ管理者の判断で持ち出しを可**

⇒ 従来の表現では実質禁止と捉えられているケースもあったため、今後のデータ活用に向けて、ガイドラインに準拠していることを前提としたうえで、利活用が可能となるよう表現を適正化。

**【改訂内容】**

**(クラウドストレージなどの) 限定されたアクセスの措置がとられていること**

⇒ データ送信においては限定されたアクセス措置をとることができるクラウドストレージなどの利用を利用することを想定。今般、電子メールにより添付ファイルを送信する際に、パスワード付きファイルを送信し、2通目にパスワードを送付する方法は推奨されない対策となるためこの方法を見直し。

## その他の改訂内容について②

### ■ クラウドサービス活用における個人情報保護に関する確認事項について追加

今般の法改正により、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを規定し、公的部門を含めて全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することになった（施行は令和5年春頃が見込まれる。）。改正法においては、いわゆる「オンライン結合制限」に相当する規定は設けず、今後その解釈が示される安全管理措置や利用・提供の制限に係る規定等により、個人情報の安全性を確保することとされている。

しかしながら、**現状の地方公共団体における個人情報の取り扱いに関しては、地方公共団体ごとに定められた個人情報保護条例に準拠**する必要があり、クラウドサービスを活用して個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護審議会へ諮問答申を得ることが必要な自治体も多い。

そのため、クラウドサービスにて個人情報を取り扱う際に**個人情報保護審議会に諮る上で整理すべき主な項目例を整理**。

| 項目例                                    |
|--|
| (1) クラウド活用の目的                          |
| (2) システムの対象範囲                          |
| (3) 本人(保護者)同意の要否                       |
| (4) セキュリティリスクに対する技術的対策                 |
| (5) インシデント発生時の責任分界点の明確化（クラウド事業者側の体制含む） |
| (6) クラウド事業者の二次利用に対する対策※                |
| (7) クラウド事業者の第三者認証取得の有無                 |

なお、上述のとおり個人情報保護条例は自治体ごと規定されており、個人情報保護審議会への諮問の要否及び、求められる項目はそれぞれ異なるため、確認が必要。

#### 【参考：自治体の事例】 ※上記（1）～（7）のうち、以下の項目がそれぞれ必要

- ・A自治体：(1)目的、(4)技術的対策、(5)責任分界点明確化、(7)第三者認証、(その他)管轄裁判所/準拠法
- ・B自治体：(1)目的、(2)対象範囲、(4)技術的対策、(6)事業者の二次利用に対する対策
- ・C自治体：(1)目的、(4)技術的対策、(7)第三者認証
- ・D自治体：(2)対象範囲、(3)保護者同意、(6)事業者の二次利用に対する対策、(7)第三者認証

※ クラウドサービス事業者が、同意なく学習ログなどの情報資産を利用しないよう、その対策についても確認が必要。